

平成 24 年度 第 1 回  
神戸市都市計画審議会会議録

平成 24 年 6 月 7 日

平成24年度 第1回 神戸市都市計画審議会

1 日時 平成24年6月7日(木) 午前10時～午前12時

2 場所 神戸市役所1号館28階第4委員会室

3 出席委員 (23人)

(1)学識経験者

岡 絵理子	小 谷 通 泰
加 藤 恵 正	西 口 寿 雄
野 崎 瑠 美	山 下 淳

(2)市会議員

田 路 裕 規	藤 原 武 光
川 内 清 尚	平 野 章 三
安 達 和 彦	むらの 誠 一
向 井 道 尋	沖 久 正 留
大かわら 鈴 子	味 口 としゆき
池 本 真	坊 池 正

(3)国及び兵庫県の行政機関の職員

上 総 周 平 (代理 黒谷 努)  
吉 本 知 之 (代理 大町 勝)  
山 本 範 雄 (代理 角田正文)

(4)市民

川 端 弘 三 神 崎 潔 子

4 議事

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について  
(3.3.3号神戸母里線ほか33路線) (神戸市決定)

第2号議案 神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業の変更について  
(西神地区新住宅市街地開発事業) (神戸市決定)

第3号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更について  
(4.4.13号ポートアイランド南公園) (神戸市決定)

第4号議案 神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について  
(神戸港臨港地区) (神戸市決定)

- 第 5 号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更について  
(大規模集客施設制限地区) (神戸市決定)
- 第 6 号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について  
(ポートアイランド中央地区地区計画) (神戸市決定)
- 第 7 号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について  
(トアロード地区地区計画) (神戸市決定)
- 第 8 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について  
(長田区苅藻島町 1 丁目) (建築基準法付議)

5 議事の内容 別紙のとおり

## 1. 開会

○加藤会長

定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第1回の神戸市都市計画審議会を開催させていただきますと思います。

まず、事務局から委員のご紹介と定足数の確認をお願いいたします。

## 2. 委員紹介・定足数の確認

○油井計画部長

お手元の委員名簿をご参照ください。昨年度から大きな変化はございませんので、新しく委員となられた方をご紹介させていただきます。

まず、学識経験者委員でございます。

岡委員でございます。

小谷委員でございます。

藤田委員でございますけれども、本日はご欠席でございます。

兵庫県警察本部神戸市警察部長の山本委員、本日は代理で角田交通規制課調査官がご出席でございます。

次に、市民委員でございます。

川端委員でございます。

神崎委員でございます。

次に、定足数でございます。神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立することになっております。委員の総数は27名ですので定足数は14名となります。本日は、今現在、委員22名にご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立しております。

以上でございます。

### ・会長職務代理者の指名

○油井計画部長

次に、会長職務代理者を務めていただいております森津委員がこの3月末で退任されましたので、会長から会長職務代理者をご指名いただきますようお願いいたします。

○加藤会長

会長職務代理者は小谷委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

### 3. 会議録署名委員の指名

○加藤会長

本日の会議録署名委員ですけれども、岡委員と野崎委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

### 4. 議案審議

#### (第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について 3.3.3号神戸母里線ほか33路線)

○加藤会長

それでは議案の審議に入りたいと思います。本日は8件の案件を審議していただきます。まず、第1号議案 道路の変更について、事務局からお願いします。

○林計画課長

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について、3.3.3号神戸母里線ほか33路線、合計34路線の神戸市決定の案件です。

前面スクリーンをご覧ください。

初めに、都市計画道路の計画見直しの背景についてご説明いたします。

神戸市の幹線道路網は、既成市街地においては、東西方向に山手・中央・浜手の3大幹線を配置し、南北方向におおむね500m間隔で格子状に道路を配置するとともに、既成市街地と西北神の新市街地を連絡するため、放射状に道路を配置する計画となっています。

これまで、路線の性格やまちづくりの状況に合わせて、さまざまな事業手法により神戸の骨格となる幹線道路の整備を進めてまいりました。

都市計画道路は、現在約8割の整備が完了しており、残る区間については、人口減少・超高齢化の進行、それから地球環境問題など社会経済情勢の変化に伴い、都市交通のあり方を見直し、真に必要な道路を見極め、今まで以上に選択と集中により効率的・効果的な道路整備を進めていく必要があります。

そこで、平成23年3月に「都市計画道路 整備方針」を策定し、都市計画道路の計画内容の見直しに取り組んでいます。

この整備方針では、都市計画道路の幹線街路のうち、事業中の区間(約12km)と、未着手の区間(約98km)の合計110kmを見直しの対象とし、「主要幹線道路」(約60km)と「主要幹線道路以外の道路」、生活幹線道路とも申しますが、(約50km)に分けて、それぞれ進め方を決めました。

「主要幹線道路」は、前面スクリーンでピンク色の都市の広域的な拠点機能を高める広域圏幹線道路、緑色の既成市街地間を連絡し市域の一体性を高める機能を担う都市内幹線道路及び青色の広域圏幹線道路と都市内幹線道路を補完する機能を担う補完的幹線道路に分類し、道路網の形成を図ることとしています。

この「主要幹線道路」につきましては、社会経済情勢の変化や周辺の土地利用状況等を踏まえ、市が主体となって、区間ごとに交通機能、空間機能、市街地形成機能の道路機能の面から計画の見直しを行い、その結果、線形・幅員などの変更が必要となる区間について都市計画の変更を行い、神戸市として着実な整備に取り組んでいきます。

一方、「主要幹線道路以外の道路」については、次の3つに分類をしております。

まず、現在事業中の区間や鉄道との連続立体交差事業などの他の事業との関連で必要となる区間については、「生活幹線道路」に位置づけ、現計画で整備を行います。

次に、現在、既に地域の皆さんと道路計画のあり方について話し合いを進めている区間については、「検討中」路線に位置づけ、検討を継続します。

その他の区間については、現在の道路計画にとらわれず、地域の皆さんとの協働と参画により地域の課題を整理・共有し、改善に必要な方策をさまざまな観点から検討するため、都市計画を一旦廃止します。検討の結果、課題改善のために幹線道路の整備が必要であるとの合意形成が図られた場合には、改めて生活幹線道路として都市計画決定を行い、整備を行います。

この方針に基づき、都市計画道路の計画内容の見直しを進めてきています。整備方針策定時やその公表後に市の考え方について地元説明などを行い、また、平成23年12月には、変更素案として、見直し対象区間（約110km）のうち、約50kmを「変更なし」または「検討中」とし、約60kmを「変更」または「廃止」として公表し、ミニニュースを全戸配布するとともに説明会・相談所を開催しました。あわせて、市民意見の募集を行っております。

このたびの議案は、「変更」または「廃止」と公表した約60kmのうち、市民意見の募集結果などを踏まえ、都市計画の変更案として取りまとめた約27kmについて変更しようとするものです。

このうち、主要幹線道路に関する変更は約8kmで、将来の交通需要や沿道の土地利用状況等を踏まえ、線形・幅員などを変更するものです。

また、主要幹線道路以外の道路の約19kmはすべて、先ほどご説明した整備方針の考え方に基づき、市として計画を一旦廃止することとした路線です。

なお、変更素案を公表した路線のうち、今回、変更案をお示ししていない路線につきましては、今後も引き続き地元との話し合いなど検討を進め、変更案のまとまった段階で都市計画の手続を進めてまいります。

では、まず議案（計画書）でございます。

議案（計画書）3ページから8ページは本議案の計画書、9ページから11ページは理由

書でございます。

議案（計画書）の12ページをお開きください。こちらに今回の道路の変更の概要を東灘区から西区の順にまとめており、この順に従って説明いたします。

議案（計画図）は、A3版の議案（計画図）（1）をご用意ください。

議案（計画図）の目次をご覧ください。

東灘区から順にまとめております。

前面スクリーンもあわせてご覧ください。

凡例についてご説明します。

まず、位置図では、主要幹線道路を青色の線で示しており、変更する路線の起点・終点については、表示の記号のとおりでございます。

計画図では、既決定の区域を灰色で、廃止する区域を黄色で、追加する区域を赤色で表示しております。

また、都市計画に定める内容として、路線番号、代表幅員、路線名、代表車線数を表示しております。

引き出し線につきましては、見直し対象区間の幅員・車線数が、代表幅員・代表車線数と異なる区間がある場合には、当該区間に幅員・車線数を表示しております。

議案（計画図）の1ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。本山山手線、岡本線、西瀬川線、東御影線の位置図です。変更する路線を赤色で表示しております。

本山山手線は、芦屋市境の森北4丁目から岡本7丁目の岡本線に至る道路でございます。

岡本線は、住吉山手2丁目の弓場線から岡本3丁目の山手幹線に至る道路でございます。

西瀬川線は、住吉本町1丁目の国鉄沿北側線から住吉山手1丁目の岡本線に至る道路です。

東御影線は、御影本町1丁目から御影山手1丁目の弓場線に至る道路です。

路線の位置づけとしては、いずれも主要幹線道路以外の道路です。

議案（計画図）の2ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。本山山手線の計画図です。

本山山手線は、中野線から東側の一部区間が中野線の整備にあわせて整備済みであり、それ以外の未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、本山山手線の整備済区間を中野線に変更し、中野線の終点を整備済区間に合わせます。

議案（計画図）の3ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。岡本線、西瀬川線、東御影線の計画図です。

岡本線は、本山山手線から山手幹線までの南北の間について整備済みであり、弓場線から本山山手線までの未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、岡本線の起点を東方向に変更します。

西瀬川線は、阪急沿南側線以南の区間について整備済みであり、阪急沿南側線から岡本線までの未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、西瀬川線の終点を南方向に変更いたします。

東御影線は、阪急沿南側線以南の区間について整備済みであり、阪急沿南側線から弓場線までの未着手の区間を廃止します。

これに伴い、東御影線の終点を南方向に変更します。

議案(計画図)の4ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。花園線、都賀川右岸線、青谷川左岸線、熊内橋線の位置図です。変更する路線を赤色で表示しております。

花園線は、大石東町3丁目の国道43号から篠原中町1丁目の八幡線に至る道路です。

都賀川右岸線は、大石南1丁目から篠原中町6丁目の阪急沿線に至る道路です。

青谷川左岸線は、中原通7丁目の阪急沿線から上野通8丁目の西谷線に至る道路です。

熊内橋線は、脇浜海岸通の東部新都心東西線から中島通2丁目の西谷線に至る道路でございます。

路線の位置づけとしては、いずれも主要幹線道路以外の道路でございます。

議案(計画図)の5ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。花園線、都賀川右岸線の計画図です。

花園線は、六甲小学校以南の区間について整備済みであり、六甲小学校から八幡線までの未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、花園線の終点を南方向に変更いたします。

都賀川右岸線は、山手幹線以南の区間について整備済みであり、山手幹線から阪急沿線までの未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、都賀川右岸線の終点を南方向に変更いたします。

議案(計画図)の6ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。青谷川左岸線の計画図です。

青谷川左岸線は、赤坂通8丁目以南の区間について整備済みでございます。赤坂通8丁目から西谷線までの未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、青谷川左岸線の終点を南方向に変更いたします。

議案(計画図)の7ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。熊内橋線の計画図です。

熊内橋線は、熊内5丁目以南の区間及び中島通4丁目から神仙寺通3丁目までの区間について整備済みでございます。熊内町5丁目から中島通4丁目まで及び神仙寺通3丁目から西谷線までの未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、熊内橋線の終点を西方向に変更し、また、幅員15mの区間が一部廃止され

ることにより、路線の代表幅員と路線番号が変わることになります。

また、中島通4丁目から神仙寺通3丁目までの整備済区間を中島通線に変更いたします。  
議案(計画図)の8ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。宇治川右岸線、下三条線、片山塩谷線、新湊川左岸線の位置図です。変更する路線を赤色で表示しております。

宇治川右岸線は、楠町8丁目の山手幹線から再度筋町の諏訪山線に至る道路でございます。

下三条線は、下三条の平野線から菊水町1丁目の夢野雪御所線に至る道路です。

片山塩谷線は、重池町2丁目の房王寺線から平和台1丁目の山麓線に至る道路です。

新湊川左岸線は、苅藻通6丁目の高松線から北町3丁目の中央幹線に至る道路です。

路線の位置づけとしましては、宇治川右岸線、下三条線、片山塩谷線、これらはいずれも主要幹線道路以外の道路であり、新湊川左岸線は主要幹線道路でございます。

議案(計画図)の9ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。宇治川右岸線の計画図です。

宇治川右岸線は、五郎池線以南の区間について整備済みであり、五郎池線から諏訪山線までの未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、宇治川右岸線の終点を西方向に変更いたします。

議案(計画図)の10ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。下三条線の計画図です。

下三条線は、荒田線以東の区間について整備済みであり、荒田線から夢野雪御所線までの未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、下三条線の終点を東方向に変更いたします。

議案(計画図)の11ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。片山塩谷線の計画図です。

片山塩谷線は、長田町2丁目の一部区間について整備済みであり、房王寺線から長田線まで及び長田町2丁目から山麓線までの未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、整備済区間の名称を長田町線に変更し、起点・終点を整備済区間に合わせます。

議案(計画図)の12ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。新湊川左岸線の計画図です。

主要幹線道路である新湊川左岸線は、苅藻通6丁目及び刈藻通3丁目以北の区間について整備が完了しております。スクリーンに示す苅藻通5丁目から苅藻通4丁目の未着手の区間が見直しの対象区間となっております。

将来の交通需要、沿道の土地利用状況や地形状況などを踏まえて計画内容の見直しを行った結果、新湊川左岸線と庄田橋との交差点部に歩行者のたまりとなる歩道を設け、南側

の整備済区間にかけて両側歩道を設けること、また、庄田橋以北の区間では、東側の沿道との高低差から副道が整備されておりますけれども、この副道を本線に合流させる区間を設けること、以上の2点から、幅員を現在の計画の15mから15～18mに変更するものでございます。

議案(計画書)、議案(計画図)は、ともに13ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。二郎線の位置図です。変更する路線を赤色で表示しております。

二郎線は、有野町二郎の西宮市境から有野町二郎の神戸三田線に至る道路でございます。路線の位置づけとしては、主要幹線道路以外の道路でございます。

議案(計画図)の14ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。二郎線の計画図です。

二郎線は、全線未着手であり、計画を廃止いたします。

次に、議案(計画図)の15ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。長田箕谷線の位置図です。変更する路線を赤色で表示しております。

長田箕谷線は、長田区宮川町9丁目の山麓線から北区山田町下谷上の神戸三田線に至る道路です。

路線の位置づけとしては、主要幹線道路でございます。

前面のスクリーンでお示ししている、ひよどり台の南側の一部の区間が見直しの対象区間となっております。

議案(計画図)の16ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。長田箕谷線の計画図です。

長田箕谷線は、スクリーンに示します、ひよどり台の南側の岩山東トンネル付近の一部区間が未着手となっております。この未着手区間、ここが見直しの対象区間となっております。

将来の交通需要などを踏まえて計画内容の見直しを行った結果、現在の道路形状を踏まえた道路線形あるいは法面の区域とし、幅員を20mから10～10.5mに変更し、車線数を2車線とするものでございます。

議案(計画図)の17ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。神戸母里線、西神2号線の位置図です。変更する路線を赤色で表示をしております。

神戸母里線は、北区ひよどり台5丁目の長田箕谷線から西区神出町田井の国道175号に至る道路です。

西神2号線は、櫛谷町菅野の第二神明道路北線から櫛谷町福谷の神戸母里線に至る道路でございます。

路線の位置づけとしましては、神戸母里線のうち、スクリーンでお示ししている白川以東の区間については主要幹線道路以外の道路であり、神戸母里線の白川以西の区間及び西神2号線につきましては主要幹線道路でございます。

議案(計画図)の18ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。神戸母里線の白川以東の計画図でございます。

この主要幹線道路以外の区間でございますけども、ひよどり台5丁目の一部区間について整備済みであり、ひよどり台5丁目から白川までの未着手の区間を廃止し、整備済みの一部区間をしあわせの村線に変更いたします。

議案(計画図)の19ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。神戸母里線の白川以西の計画図です。

この主要幹線道路である区間につきましては、布施畑名谷線から新太山寺トンネルまでの区間及び新太山寺トンネル以西の区間について整備済みでございます。スクリーンにお示ししている白川から布施畑名谷線までの区間及び新太山寺トンネル付近の一部区間が未着手でございまして、見直しの対象区間となっております。

将来の交通需要、沿道の土地利用状況などを踏まえて計画内容の見直しを行った結果、まず、白川から布施畑交差点付近までのこの神戸母里線との重複区間につきましては、神戸母里線を廃止をし、神戸三木線として、道路線形を現在の道路形状に合わせ、幅員を35mから17~33mに変更いたします。

これに伴い、神戸母里線の起点を布施畑交差点付近に変更いたします。

次に、布施畑交差点付近から布施畑名谷線の区間につきましては、現在の道路形状を踏まえた線形・法面の区域とし、幅員を35mから17~28mに変更し、車線数を2車線といたします。

これに伴い、神戸母里線の整備済区間の一部を布施畑名谷線に変更し、布施畑名谷線の起点を北方向に変更いたします。

また、新太山寺トンネル付近の区間についても、現在の形状を踏まえた線形・法面の区域とし、幅員を24~44mであったものを10.5~28mに変更し、車線数を2車線といたします。

議案(計画書)の14ページをお開きください。

議案(計画図)の20ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。西神2号線の計画図でございます。

西神2号線は、櫛谷高塚線以西について整備済みであり、櫛谷高塚線から神戸母里線までの未着手の区間が見直しの対象区間となっております。

将来の交通需要、沿道の土地利用状況などを踏まえて計画内容の見直しを行った結果、現在の道路形状を踏まえた線形とし、幅員を24.5から30mであったものを8.5mに変更し、

車線数を2車線といたします。

議案(計画図)の21ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。神戸明石線、福田川仲谷線の位置図です。変更する路線を赤色で表示しております。

神戸明石線は、須磨区月見山町1丁目の山麓線から西区枝吉3丁目の明石市境に至る道路です。

福田川仲谷線は、垂水区川原通4丁目の垂水妙法寺線から垂水区泉が丘4丁目の平尾線に至る道路でございます。

路線の位置づけとしては、神戸明石線は主要幹線道路であり、福田川仲谷線は主要幹線道路以外の道路でございます。

神戸明石線につきましては、前面スクリーンでお示ししている、この離宮公園付近から第二神明道路までの区間が見直しの対象区間となっております。

議案(計画図)の22ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。神戸明石線の計画図でございます。

上段に離宮西町2丁目から鉄拐山トンネルまで、下段に鉄拐山トンネルから第二神明道路までの区間を表示をしております。

神戸明石線の見直しの対象区間は、沿道の土地利用状況などを踏まえて計画内容の見直しを行った結果、現在の道路形状を踏まえた線形とし、幅員を14.5～15mであったものを8～18mに変更し、車線数を2車線といたします。

議案(計画図)の23ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。福田川仲谷線の計画図です。

福田川仲谷線は、全線未着手でございます。この計画を廃止するというところでございます。

次に、議案(計画図)の24ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。上脇前開線、狩口伊川谷線の位置図です。変更する路線を赤色で表示しております。

上脇前開線は、池上2丁目の明石伊川谷線から伊川谷町前開に至る道路です。

狩口伊川谷線は、明石市大蔵谷の朝霧駅北側から西区伊川谷町長坂の第二神明道路北線に至る道路です。

路線の位置づけとしては、上脇前開線は主要幹線道路以外の道路であり、狩口伊川谷線は主要幹線道路でございます。

前面スクリーンをご覧ください。上脇前開線の計画図です。

上脇前開線は、別府上脇線以南の区間及び前開南町2丁目の一部区間が整備済みであり、別府上脇線から前開南町2丁目及び前開南町2丁目から伊川谷町前開までの区間が未着手の区間ということで、この区間を廃止いたします。

議案(計画図)の25ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。

上脇前開線の見直し対象区間の廃止に伴い、西神中央線以北の整備済区間の名称を前開線に変更し、起点・終点をこの整備済区間に合わせます。また、上脇前開線の廃止にあわせて、西神中央線の起点を東方向に変更いたします。

議案(計画図)の26ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。

上脇前開線の対象区間の廃止に伴い、別府上脇線から明石伊川谷線までの整備済区間、これを別府上脇線に変更し、別府上脇線の終点を南方向に変更いたします。

議案(計画図)の27ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。狩口伊川谷線の計画図です。

主要幹線道路である狩口伊川谷線は、長坂中学校北側付近までの区間について整備が完了しており、スクリーンにお示ししている長坂中学校北側以北の未着手の区間が見直しの対象区間です。

将来の交通需要、沿道の土地利用状況、それから高低差の大きい地形などを踏まえて計画内容の見直しを行った結果、現在の道路を活かした道路線形とし、スクリーンの断面図にお示ししているように、現道を拡幅する計画としております。

これに伴い、幅員を20mから13～15mに変更し、車線数を2車線といたします。

議案(計画図)の28ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。伊川谷玉津線、上池今津線、それから出合新方線、岩岡西線の位置図です。変更する路線を赤色で表示しています。

伊川谷玉津線は、北別府5丁目の永井谷線から玉津町高津橋の上池今津線に至る道路でございます。

上池今津線は、玉津町上池から玉津町今津の出合新方線に至る道路です。

出合新方線は、中野町1丁目の玉津平野線から玉津町新方に至る道路です。

岩岡西線は、竜が丘4丁目の古郷魚住線から岩岡町岩岡の稲見町境に至る道路でございます。

路線の位置づけとしては、伊川谷玉津線、上池今津線、出合新方線は主要幹線道路以外の道路であり、岩岡西線は主要幹線道路でございます。

議案(計画図)の29ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。伊川谷玉津線、上池今津線、出合新方線の計画図です。

伊川谷玉津線は、永井谷線から和井取までの区間について整備済みであり、明石木見線から玉津町高津橋までの区間は事業中でございます。今回、和井取から明石木見線まで及び玉津町高津橋から上池今津線までの未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、整備済区間の名称を北別府和井取線に変更し、終点を東方向に変更します。また、明石木見線から玉津町高津橋までの事業中の区間を野谷線に変更いたします。

上池今津線は、玉津鳥羽線以南について整備済みであり、玉津鳥羽線から出合新方線までの未着手の区間を廃止いたします。

これに伴い、整備済区間の名称を上池西線に変更し、終点を南方向に変更します。

議案(計画書)の15ページをご覧ください。

出合新方線は、国道175号から丸塚2丁目までの区間、玉津町今津から神戸明石線までの区間及び玉津鳥羽線以南のこの3区間について整備済みであり、玉津平野線から国道175号までの区間、丸塚2丁目から玉津町今津までの区間及び神戸明石線から玉津鳥羽線までのこの3つの未着手の区間について廃止いたします。

これに伴い、玉津町今津から神戸明石線までの整備済区間の名称を今津潤和線に変更し、起点・終点を整備済区間に合わせます。また、玉津鳥羽線以南の整備済区間でございますけども、これを新方線に変更いたします。

議案(計画図)の30ページをお開きください。

出合新方線の整備済区間のうち、残る国道175号から丸塚2丁目までの区間、この区間を玉津北環状線に変更し、玉津北環状線の起点を西方向に変更します。

議案(計画図)の31ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。岩岡西線の計画図です。

主要幹線道路である岩岡西線は、古郷魚住線から岩岡町古郷など一部区間について整備が完了しており、残る未着手区間が見直しの対象区間となっています。

この区間は、岩岡町古郷から福吉台1丁目の一部区間について、建設局が行っている交差点改良を含む道路事業の計画にあわせて線形を変更し、幅員を12mであったものを12～15mに変更するものでございます。

各路線の変更内容については以上でございます。

本案について、平成24年4月17日から5月1日までの2週間、縦覧を行いました。

その結果、5通の意見書が提出されております。

引き続き、提出されました意見書についてご説明を申し上げます。

資料1は、提出されました意見書を1件ごとに取りまとめたものです。

資料2は、提出されました意見を路線ごとに整理し、それに対する神戸市の考え方を示したものでございます。

資料2に沿いましてご説明いたします。

なお、前面スクリーンには対象路線の計画図をお示ししますので、適宜ご参照ください。では、1ページをご覧ください。

1. 熊内橋線に関する意見 です。

過去にこの路線の道路予定区域内にある宅地の石垣が崩れ、水道局の土地では、山肌が

地すべりを起こし、今も崩れたまま放置されている。市が定める危険区域にこの道路が出来ることにより、がけ崩れ、地すべり等を予防し、安全な生活ができることを期待している。この道路が交通の便のみならず、地域の安全性に如何に貢献するか、是非とも再考してほしい、というものです。

神戸市の考え方です。

熊内橋線の未着手区間は、土砂災害警戒区域を通過していますが、中央区の山麓部の市街地形成に資するために計画されたものです。この区間は、地形的に高低差が大きく、墓地を分割する形で通過するなど、事業実施上の課題が大きい道路です。

このため市としては、現在の道路計画にとらわれず、地域の課題を解決すべきであると考えており、本区間の計画を一旦廃止し、地域との協働と参画のもと、ご指摘の防災性や交通利便性の向上の課題について様々な対応策を検討し、解決を図っていきたいと考えています。

なお、水道局の土地については、土砂の流出に伴う撤去等処置を完了しています。

次に、2. 片山塩谷線に関する意見 です。

①朝、夕のラッシュ時に丸山方面から高速長田、高速長田から丸山方面にかけて、長田線が非常に混雑しており、長田線から房王寺線の区間の片山塩谷線ができることで混雑緩和が考えられる。

阪神大震災の際にも混雑しており、緊急時のルートとして複数のルートの確保が必要ではないか。

②片山塩谷線付近の現道は、正月三が日の通行規制時だけでなく日常から抜け道として利用されており、道路幅が狭いことから、歩行者への危険が生じるなど、交通事故に繋がることが予測される。

③以上のことから、片山塩谷線については引き続き計画の推進をお願いしたく、本計画の廃止については再検討願う、というものです。

神戸市の考え方です。

片山塩谷線は、長田区の山麓市街地に位置し、地区内の交通を処理する路線として計画されたものです。未着手の区間の一部には、地形的に高低差が大きく掘割構造となるなど、施工上、また沿道利用上の課題が大きい道路です。

このため市としては、現在の道路計画にとらわれず地域の課題を解決すべきであると考えており、本区間の計画を一旦廃止し、地域との協働と参画のもと、ご指摘の交通安全や地区内の緊急時のルートの確保等の課題について様々な対応策を検討し、解決を図っていきたいと考えています。

なお、長田線は、渋滞対策プログラムにおける渋滞ポイントではありません。

次に、3. 新湊川左岸線に関する意見 です。

①基本的には、都市計画にかかる住民・事業者とも当該計画に反対するものではない。

②変更案の図面では、個々の建屋にどの程度抵触するのかがわからない。移転する場合、補償してもらえるのか、また、代替家屋などを用意してもらえるのか。一部分だけ家屋を切り取ることはやめてほしい。事業実施にあたっては、充分当該権利者の意向に沿って進めていただきたい。

③庄田橋の信号から南で過去に何件もの交通事故があり、死者・けが人が多発している。都市計画の実施にあたっては、ぜひ歩道を荻藻通6丁目まで延伸していただきたい、というものです。

神戸市の考え方です。

①～②につきましては、事業化後に測量や詳細設計を行い、道路整備に伴う影響範囲を明らかにします。その上で、神戸市の補償基準に基づき、用地買収、家屋補償を行います。今後、事業実施にあたっては、代替家屋の検討など、地権者の個別の事情や意向を踏まえて、ご理解、ご協力が得られるよう、丁寧に進めていきます。

③につきましては、このたびの変更案は、庄田橋から荻藻通6丁目までの歩道が連続するように計画しております。

次に、4. 二郎線に関する意見 です。

二郎線の計画を一旦廃止するのであれば、西宮市山口町名来地区と神戸市北区有野町二郎地区を結ぶ以下の道路の整備をお願いしたい。

中国縦貫自動車道の北側に沿って西宮市と神戸市を結ぶ道路について、神戸市域の側溝にグレーチングを設置してほしい。また、草刈りを含めた安全対策の実施を要望する。

二郎線の北側を東西方向に連絡する道路について、神戸三田線との交差点が、不法駐車や交通量の多さから重大事故発生地点であるため、信号設置など安全対策の実施を要望する、というものです。

神戸市の考え方です。

今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。ご要望として承り、その旨を関係機関に申し伝えます。

説明は以上でございます。

○加藤会長

ただいま事務局から説明がありましたけれども、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○味口委員

西区の上池今津線の廃止についてお聞きしたいと思います。

玉津町今津のこの地域では、大雨などで浸水するなど、雨水対策が要ると聞いています。今回の道路計画の廃止との関係で、雨水対策があいまいになることはないでしょうか。

○林計画課長

ご指摘を受けた上池今津線は、この路線のことだと思います。もともとこの地区につき

ましては、このできている部分は、組合の区画整理で道路整備がなされてきたものでございます。そういった田畑をまちづくりということで、宅地供給するというところでまちづくりが進むという中で計画されてきた道路でございます。

今の情勢を見ますと、そういったまちづくりを進める機運にもないということでございますし、また、上池今津線の、この南側の部分あるいはこの北側の部分については、既に調整区域に変えておりまして、今後まちづくりが行われる予定もないということでございますので、我々としては、この道路についての計画を一旦廃止し、冒頭申しましたように、地域の課題としてさまざまな検討をしていきたいということでございます。

ご指摘のように、大雨が降ったときに、浸水するという事実は確かにございます。いま現在、建設局下水道河川部が、そのための検討を行っており、今年度に基本計画、来年度に実施設計、できれば、再来年度に実施をしていくという予定で考えておるといってございます。

都市計画としましても、そういった浸水対策のみならず、地域の課題というのが、地域で共有され解決を図っていくということであれば、下水道河川部と連携をしながら、地元に入っていくと考えておるところでございます。

#### ○味口委員

この地元の意見で、道路ができたら雨水の問題は解決するというように思っておられるということ、私たちはお聞きしたわけです。それで、この道路計画とは関係なく、雨水対策は早急に進めるべきだと我々も考えていますが、今の答弁で、そういう方向で計画されているということですから、しっかりとお願いしたいと思います。

それから、関連してお聞きしたいのですが、この地域はいわゆるミニ開発が進んだ地域だと思います。そこで、火事や災害の際の、消火活動や避難対策は、道路計画が廃止されても大丈夫でしょうか。

#### ○林計画課長

消防局にもそういう観点から見解を聞いておるところでございますし、都市計画道路がなくなったから消火活動ができなくなるというものではない、ということでございます。神戸市では、消火活動の困難地域ということで、自主防災促進地域というのを7カ所設けているということですが、当該地区はその場所には該当しないということでございます。

ミニ開発が進んだ地域ということでございますが、開発指導要綱に基づく道路の整備が行われているので、消防局としては消火活動に支障があるというものではない、ということです。

#### ○味口委員

特に雨水対策については、実際に浸水被害もあるわけで、住民の皆さんからは、しっかりやってほしい、早急にやってほしいという声が上がっているわけですから、このことは強く要望しておきたいと思っております。

また、消火活動についても、「困難地域でない」ということであれば、「心配ない」ということを、しっかりと広報することもお願いして、終わりたいと思います。

○加藤会長

ほかに何かございますか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、お諮りさせていただきたいと思います。第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について、3.3.3号神戸母里線ほか33路線、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

そうしましたら、第1号議案については、原案のとおり承認して、市長に答申させていただきたいと思います。

## **(第2号議案 神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業の変更について 西神地区新住宅市街地開発事業)**

○加藤会長

次に、第2号議案 西神地区新住宅市街地開発事業の変更について、事務局からお願いいたします。

○林計画課長

第2号議案 神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業の変更について、西神地区新住宅市街地開発事業、神戸市決定の案件でございます。

議案(計画書)の16ページをお開きください。

本議案以降の議案につきましては、A4版の議案(計画図)(2)を用いて説明を行います。

議案(計画図)は1ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。位置図でございます。

西神地区は、神戸市西部の丘陵地に位置し、昭和45年に西神地区新住宅市街地開発事業の都市計画決定を行い、順次、基盤整備や宅地供給を行っている地区でございます。

前面スクリーンは、西神地区の航空写真でございます。

区域面積は約634ha、現在約5万1,000人の居住人口となっており、今年度で事業を終了する予定ということでございます。

議案(計画図)の2ページをご覧ください。計画図でございます。

計画図その1として、西神地区全体の計画図を示しております。

施行区域を赤の実線で、住区界を黒の2点鎖線で、それから西神地区新住宅市街地開発

事業に公共施設として位置づけております都市計画道路を橙色で、歩行者専用道路を濃い緑色で、都市計画公園を薄い緑色で、緑地を黄緑色で表示しております。

また、変更箇所的位置を黒丸で囲っております。

議案(計画図)の3ページをお開きください。

計画図その2として、変更箇所の拡大図でございます。

前面スクリーンも参考にしてください。

このたび、本事業に位置づけている都市計画道路西神2号線において、第1号議案でご説明しましたように、将来の交通需要、沿道の土地利用状況などを踏まえ一部区間の線形、車線数及び幅員を変更することに伴い、新住宅市街地開発事業の内容を見直すものでありまして、黒の網がけで示したこの道路用地を公園・緑地用地に変更するものでございます。

議案(計画書)の18ページをお開きください。

この変更により、道路用地は0.3ha減少し144.8haに、公園・緑地用地は0.3ha増加し122.4haとなります。

本議案について、平成24年4月17日から5月1日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上でございます。

○加藤会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(「なし」の声あり)

○加藤会長

それでは、お諮りしたいと思います。第2号議案 神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業の変更について、西神地区新住宅市街地開発事業、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

それでは、原案のとおり、市長に答申させていただきたいと思っております。

**(第3号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更について**

**4.4.13号ポートアイランド南公園)**

**(第4号議案 神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について**

**神戸港臨港地区)**

**(第5号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更について**

**大規模集客施設制限地区)**

**(第6号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について**

**ポートアイランド中央地区地区計画)**

○加藤会長

続いて、第3号議案から第6号議案でありますけれども、これはポートアイランド地区関連の案件で関連しておりますので、一括して説明を受けたいと思います。

では、事務局、お願いします。

○林計画課長

それでは、ポートアイランド地区関連の議案をご説明いたします。

第3号議案から第6号議案については、いずれも神戸市決定のポートアイランド地区についての案件ですので、一括してご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。

海上文化都市ポートアイランドは、第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」において、神戸の魅力を世界に発信するリーディングエリアに位置づけられています。医療産業の集積やコンベンション機能・情報発信機能の強化など、人・情報の交流・融合を推進し、新たな活力や知を創造する街をめざしております。

また、そうした街にふさわしい海・緑・水を活かした潤いと憩いのある魅力的なまちなみを形成し、住み・働き・訪れる人々でにぎわう高質な都市環境の充実を図ることとしております。

今回、都市計画の変更をするポートアイランド南公園周辺は、住宅や業務施設等の質の高いまちづくりを進めてきたポートアイランド1期と、医療産業都市構想を中心に新たな価値を創造するまちづくりを推進しているポートアイランド2期から成るポートアイランド全体の中央部に位置しています。

ポートアイランド南公園周辺での土地利用状況図でございます。

現在、南公園周辺では、平成23年7月に開業しました中央市民病院を初め、低侵襲がん医療センター、西記念ポートアイランドリハビリテーション病院、患者や家族の滞在施設、県立こども病院等の医療関連施設の集積が進められようとしています。

それでは、議案(計画図)の4ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。位置図でございます。

各議案の関連性について、航空写真を用いてご説明いたします。

まず、第3号議案の公園の変更は、周辺の土地利用動向を踏まえ、ポートアイランドの魅力向上や公園利用促進の観点から、区域及び面積等を変更するものです。

第4号議案の臨港地区の変更は、港湾機能を転換し、多様な都市機能としての土地利用を図るため、臨港地区を廃止するものでございます。

第5号議案の特別用途地区の変更は、臨港地区の廃止に伴い、大規模集客施設の制限地区を追加するものでございます。

第6号議案の地区計画の変更は、臨港地区を廃止する区域をポートアイランド中央地区

地区計画の区域に含め、多様な都市機能としての土地利用を適切に誘導するものでございます。

それでは、第3号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更、ポートアイランド南公園についてご説明いたします。

議案(計画書)は19ページを、議案(計画図)は5ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。計画図でございます。

既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色、追加する区域を赤色で表示をしております。

現在のポートアイランド南公園は、昭和53年に都市計画決定をし、当初は海を臨む公園であり、これまで地域住民の憩いの場として利用されてきております。

中央緑地は、ポートアイランド2期事業の中で、平成11年4月に整備をした緑地でございます。

前面スクリーンをご覧ください。現況写真でございます。

左側に現在のポートアイランド南公園、右側に中央緑地があり、その間には臨港道路が整備されています。南公園及び中央緑地と臨港道路は高低差がありまして、南公園は約4m、中央緑地は約6m、それぞれ臨港道路よりも高くなっております。

今回の変更は、南公園周辺で進められている医療関連施設など土地利用の動向を踏まえて、現在の南公園の一部区域を廃止する一方で、中央緑地の大部分を都市計画公園として位置づけるものであり、さらに、臨港道路をまたぐ既設の西側のデッキに加えて東側に新たなデッキも計画に位置づけ、整備をしていきます。

現在の南公園と中央緑地の一体性・回遊性を高めることで、これまで利用されてきた地域住民や近隣で働く就労者だけでなく、病院などを利用される方々も含めて多くの方が公園全体を利用しやすくなり、ひいてはポートアイランドの魅力の向上を図るものでございます。

今回の変更により、ポートアイランド南公園は、港島中町8丁目の一部区域を廃止し、港島南町1丁目の一部区域を追加した結果、面積は約1.5ha増加し約8.3haから約9.8haとなります。

続きまして、第4号議案 神戸国際港都建設計画臨港地区の変更についてご説明いたします。

初めに、臨港地区の概要についてご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。臨港地区の指定図です。

臨港地区は、計画的な港湾施設の建設・管理運営や、港湾にふさわしい土地利用の規制・誘導及び港湾環境整備により、港湾活動の円滑化や港湾機能の確保を図ることを目的として、港湾管理者の申し出に基づき都市計画に定めるものでございます。

神戸市では、昭和33年に臨港地区の都市計画決定を行い、その後、臨海部の整備事業の進捗等に伴い、これまでに12回の変更を行ってきております。

議案(計画書)の20ページを、議案(計画図)は6ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。計画図です。

既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色で表示しております。

計画図に示す区域では、先ほどご説明しましたように、医療関連施設の集積が進められようとしています。このような土地利用動向を踏まえ、多様な都市機能としての土地利用を図るため、計画図の黄色で示す区域を臨港地区から廃止いたします。

今回の変更により、臨港地区全体としては、面積が約15.1ha減少し変更前の約2,104.2haから約2,089.1haとなります。

続きまして、第5号議案 特別用途地区の変更についてご説明いたします。

初めに、特別用途地区の概要についてご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、用途地域を補完して定める地域地区の一つです。

用途地域の制限内容は、都市計画法及び建築基準法により全国一律に定められているのに対して、特別用途地区の制限内容は、地方公共団体が条例で定めます。

神戸市では、広域から多くの人を集め、道路などのインフラや周辺環境に大きな影響を与える大規模集客施設の適正な立地を誘導するため、特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を平成21年6月に都市計画決定しております。延床面積が1万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限をしております。

指定につきましては、臨港地区等の他の法令により用途規制をしている区域を除く準工業地域を指定しております。

議案(計画書)は21ページを、議案(計画図)は7ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。計画図です。

このたび、ポートアイランド南公園及びその周辺において臨港地区を廃止する区域のうち、準工業地域に指定している区域を新たに特別用途地区に追加をいたします。

今回の変更により、特別用途地区の大規模集客施設制限地区は、面積が約10ha増加し変更前の1,064haから約1,074haとなります。

続きまして、第6号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更、ポートアイランド中央地区地区計画についてご説明いたします。

議案(計画書)は22ページを、議案(計画図)は8ページをご覧ください。計画図です。

ポートアイランド中央地区は、ポートアイランド1期において、住宅、国際交流施設、教育施設及び業務施設等の質の高い都市機能の整備を図ってきた地区でございます。

このたび、ポートアイランド南公園周辺において、医療関連施設を中心に多様な都市機能としての土地利用を適切に誘導することにより、良好な都市環境を維持増進し、健全で

神戸らしい魅力あふれる市街地を形成するため、臨港地区を廃止する区域について新たに地区計画に含めます。

今回の変更の概要です。

議案(計画書)は23ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。

新たに地区計画に追加する区域は、現在の地区計画に既にある複合用途地区を適用することとし、用途地域にあわせて、「複合用途地区A」と「複合用途地区B」の2つに区分します。

紫色で着色している区域が「複合用途地区A」で、用途地域が「準工業地域」、水色で着色している区域が「複合用途地区B」で、用途地域が「工業地域」です。

前面スクリーンをご覧ください。

「地区整備計画」には、「建築物等に関する事項」を定め、地区ごとに「建築物等の用途の制限」を定めます。

「複合用途地区A」の区域は、現在の地区計画での制限内容と同じものとします。すなわち、①「マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの」。それから、②「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」。③「建築基準法施行令第130条の2の2 第二号に掲げる処理施設(産業廃棄物処理施設)」は建築してはならないこととします。

なお、②の「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」については、客の接待をして客に遊興または飲食させる営業、あるいは客にダンスをさせる営業等の風俗営業に係るものをいいます。

複合用途地区Bの区域でも制限の対象は同じ内容としますが、工業地域では、先ほどご説明しました②のキャバレー、料理店等は、用途上、既に制限されているため、その項目が除かれております。

また、「複合用途地区A・B」どちらの地区においても、敷地面積の最低限度は1,000㎡とし、壁面の位置の制限は敷地境界線からの距離を1m以上とします。かき又はさくの構造の制限は、道路に面する分については生垣または透視可能なフェンスとします。

以上の4議案を、平成24年5月1日から15日までの2週間、縦覧に供しました。

その結果、第3号議案の公園の変更について、意見書が3件提出されました。

引き続き、提出されました意見書についてご説明いたします。

資料3及び資料4をご用意ください。

資料3は、提出されました意見書を1件ごとに取りまとめたものでございます。資料4は、提出されました意見を項目ごとに整理をし、それに対する神戸市の考え方を示したものです。

以下、資料4に沿いまして、意見書の要旨及び神戸市の考え方についてご説明いたしま

す。

表紙裏面の目次をお開きください。

提出されました意見を「1. 都市計画案に関する意見」、「2. その他の意見」の2項目に分類をしています。

1 ページをお開きください。

(1) 公園区域について です。

①がん病院は民間の計画とはいえ、南公園の土地の上に公共施設として緑地や広場等を含むプランであるが、どうしてこの計画は、公園を潰さない周辺地域としなかったのかを明確にする必要がある。こども病院の誘致についても、なぜ中央緑地を潰す場所としたのか。

南公園の両サイドの医療関連施設誘致予定地を、公園緑地を潰さない周辺の地域にこそ誘致を図るべきである。

当初のポーアイの土地利用計画図（「ポートアイランド海上都市建設の15年」）にある北、中、南公園が減少していること等、現状を認識したうえで慎重な審議をお願いする。

②医療産業都市との関連で、企業や医療機関が進出する土地を用意する必要性は十分に理解できるが、現在の南公園の一部を廃止し、公園の緑地を削ってまで進出用地を作る計画には反対である。

③ポートアイランド南公園と中央緑地の開発残地を合計して、「ポートアイランド南公園の拡張」という呼称が姑息であり、市民に対して説明する誠実さが感じられない、というものでございます。

神戸市の考え方でございます。

神戸市では、市の重要施策である医療産業都市構想に基づき、中央市民病院を核とした高度な専門病院群の集積による「メディカルクラスター」の形成を進めています。

中央市民病院周辺では、「神戸低侵襲がん医療センター」や「西記念ポートアイランドリハビリテーション病院」などの立地が決定しており、また、「兵庫県立こども病院」についても、患者の療養環境に配慮し公園と一体となった環境にも期待して、兵庫県が移転を決定しました。

ポートアイランドはまちびらきから30年以上が経過し、取り巻く環境や社会情勢が変化していることをうけて、南公園周辺においても、施設配置や公園機能を見直すことにより、新たな活力や知を創造をするとともに、住み、働き、訪れる人々でにぎわう高質な都市環境の充実をめざすものです。

このたびの計画変更により、現在の南公園と中央緑地を再編し、都市計画公園として位置づけるとともに、一体性・回遊性を高めるため臨港道路をまたぐ新たなデッキを整備することにより、これまで利用されていた地域住民や近隣で働く就労者だけでなく、病院を利用される方など多くの方々が利用しやすい公園を将来にわたって維持していきたいと考

えています。

なお、「神戸低侵襲がん医療センター」の計画地は、現在の南公園内ではなく、南公園に隣接する神戸市の所有地です。

続きまして、2ページをお開きください。

(2) 緑地の修復等について です。

①南公園周辺に立地する事業者も緑豊かな公園等の環境を求めることは解るが、この環境を守り育てながら、その環境を毎日享受しているポーアイ市民がいることを忘れていないか。誘致用地で壊される緑地をどう修復するのか説明をする必要がある。

②今回の計画により、貴重な桜をはじめとする樹木がなくなるのは、公園利用者にとって大きな損失である。

③売却予定地には、卒業記念植樹や市民花壇、タイムカプセルをいれた場所もあり、これらの場所の保全又は救済の措置を求める、との意見です。

神戸市の考え方です。

南公園西側の都市計画を変更する区域の桜などの樹木については、今後、樹勢・樹形などを調査し、状況に応じて移植などの対応を検討していきます。

卒業記念植樹については、関係者に理解を頂きながら、必要な調査のうえ移植等に努めるとともに、タイムカプセルについても適切に対応していきます。

なお、市民花壇については、現地での活動終了について、活動されている団体にご説明をさせていただいているところです。

続きまして、(3) 水と緑の環境効果について です。

「神戸スマート都市づくり計画案」の六甲山系南部における気温分布図を見ると、南公園部分が周辺と比較して気温が低く水や緑の環境効果が出ており、この結果をふまえた審議を求める、との意見です。

神戸市の考え方です。

「神戸スマート都市づくり計画案」では、「土地利用分野の現状」の一つとして、六甲山系南部における気温分布図を示し、「河川や運河など熱の発生源となるものがなく開けた空間がある場所では気温が低い」と記載しています。

今回の都市計画の変更により、現在の南公園と中央緑地を再編し、新たな公園区域として一体的に都市計画に位置づけることにより、環境保全機能を有する公園としての空間を確保するものです。

続きまして、(4) 都市計画案の縦覧期間について です。

縦覧期間をまともに設定すべきである。大型連休中を狙ったかのように5月1日から5月15日までとする設定に姑息さを感じられる。本当に市民に広く意見を求めるのであれば、再度縦覧すべきである、との意見です。

神戸市の考え方です。

都市計画案の縦覧や意見書の提出などの都市計画手続きについては、市の広報紙、ホームページなどにより広報・周知に努めています。

今回の変更においては、平成23年6月に、自治会に対して、土地利用計画に関する説明を行ったうえで、平成24年2月に改めて都市計画変更内容及び手続きに関する説明会を開催しました。

平成24年5月からの都市計画案の縦覧につきましては、広報紙やホームページへの掲載などに加えて、案の内容や縦覧期間、意見書の提出方法などをまとめたチラシを地元自治会の掲示板に掲示し、広く周知を行っています。

続きまして、3ページをお開きください。

2. その他の意見について です。

①港湾計画変更の審議で市会議員の出席が何故なかったのか。何ら議論もなく「環境への影響は軽微」として審議は終了したとある。

我々市民には、どのような人々の意見を聞いて審議会へ資料を提出したのか不明であり、この決定が今回の計画変更に影響があるのであれば今回の都市計画審議会で良く議論して頂きたい。

②港湾審議会の資料によると、中央緑地の一部が国際医療開発センターの敷地となっているが、何ら議論もされずに売却されており、その施設を市が買取る話まで報道があるが本当なのか。土地利用の変更や売却を誰が何時どこで判断したのか説明すべきである。

③神戸低侵襲がん医療センター建設事業の民間都市再生整備事業計画と南公園や中央緑地を縮小した港湾計画の策定に、地元ポアイ市民の意見を取り込む姿勢が感じられないが、計画作成時の地元市民への説明や計画の周知、住民の意向反映方法はどのようなであったか、との意見です。

神戸市の考え方です。

提出されました 2. その他の意見については、今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。

以上、第3号議案に対して提出されました意見書の概要と、それに対する神戸市の考え方についてご説明を申し上げます。

説明は以上でございます。

○加藤会長

そうしましたら、ただいまの3号議案から6号議案まで、一括してご質問、ご意見をお受けしたいと思います。

○味口委員

私も、一昨日、現地に行かせていただいて、このポートアイランド南公園の南にある中央緑地は、ビオトープもあるし、港島中学校卒業生のカプセルもあるし、それから、市民花壇もあり、非常にすばらしいと感じました。また、市民の皆さんに親しまれている緑地

だということを感じました。

そこで、お聞きしたいのですが、この中央緑地は、これだけで非常に立派な、独立したものだと思います。なのに、なぜ東側にもう一本デッキが必要なのか、答えていただきたいと思います。

それから、もう1点、県立こども病院の基本計画では2.6haが整備面積とされているわけですが、今回、公園から除外する部分だけでは不足するのではないかと思います。基本計画では、中央緑地の北半分も購入する予定ではなかったのかと思っているのですが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○林計画課長

東側にデッキを設ける必要性についてのご質問でございます。

これは、今回変更された後に、再編して整備する公園計画図でございます。

南側につきましては、この親水空間につきましても再度編成をし、改めて親水空間を確保するというごことでございます。それから、北側につきましても、削る部分の植樹は、状況に応じた移植を行うというごことでございます。それで、住民、就労者、そして、この後、周りに集積する医療関連施設の患者さんなりの療養環境を創出していくというごことでございます。

そういった中で、公園を一体的に活用できるものにするというごことでございますので、西側にあるデッキに加えまして、東側にこのデッキを加え、一体性や回遊性を確保するという目的のために整備するというごことです。もしこういうものがなかったら、一旦この臨港道路を渡ってまた公園に入ることになります。非常に高低差があるということをお先ほど申し上げましたが、スムーズにアクセスできるような形を考えており、こういった形で一体性や回遊性を確保していきたいという考え方から、デッキを東に設けるというごことでございます。

それから、面積でございますが、もともとこの中央緑地は、港湾計画にあったわけでございますが、いま現在5haあるというごことでございます。この外す部分につきましては1.1haというごことでございます。ですから、この赤の部分につきましては3.9haになるというごことでございます。

以上でございます。

○若松企画調整局医療産業都市推進本部推進課長

企画調整局医療産業都市推進本部の若松でございます。

県立こども病院の基本計画では面積が2.6haになっているのではないかと、委員のご指摘だと思います。この2.6haにつきましては、1.1haは本来の土地を使うところございまして、残りの差し引き1.5haについては、赤で着色しておりますところに未供用の地下駐車場がございまして、それも合わせた利用面積というごことをご理解いただきたいと思っております。

○味口委員

それでは、デッキについてもうすこしお聞きしたいのですが、このデッキをつくるのに、どれぐらいの予算がかかるのですか。

○林計画課長

デッキの整備費用については、今後、みなと総局が精査をし、額を算出していくことになると思いますが、概算ということで、この西側のデッキの事例を引用していいますと、約2、3億程度ではないかというふうに聞いております。

○味口委員

2、3億というお答えですが、道路幅は言われるようになかなかのものです。神戸市は一方で、予算がないといつも言うわけです。それなのに、このデッキには気前がよすぎるのではないかと思います。西側にデッキがないのだったらわかるのですが、西側にもありますし、これはやはり、県立こども病院が移転されることを前提に東側につくると、こう考えていいのですか。

○林計画課長

こども病院の移転が前提ということではございません。先ほど言いましたように、一体性を図りたいという考え方でございます。

幅員については西側と同じ12mでございますが、確かに交通需要よりは広いものになってございます。というのは、このデッキの上の部分を中心に通過するだけではなくて、この公園の一部として、広場的な機能を持たせたいという思いからこういう形にしています。

冒頭申しましたように、基本計画では、この緑や水を用いた高質な都市環境をこの場でも実現していきたいということでございますので、こういった形は必要なものであると我々が判断したということでございます。

○味口委員

県立こども病院の移転とは関係ないということですが、そうであれば、以前から作っていたらよかったと思います。ですから、その説明にはやはり合理性がないと思います。

県立こども病院の移転については、県の医師会も、神戸市の医師会も強く反対の声を上げております。市民の合意もない、そして医療関係者の合意もない、県立こども病院の移転ありきのこの計画には同意できません。

3号議案から6号議案までは関連議案ですので、私たちはそれには同意できない、この旨申し上げて、終わります。

○加藤会長

ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

○池本委員

この意見書の中にもありましたけれども、緑地を公園のように思っている方が大半ではないのかと思います。そういう方からすると、今回の変更というのは、大分緑が減少する、

公園が減ってしまうというふうな感じを受けられると思います。実際は、公園指定という点では、公園は増えるということですが、実感としてその緑が減ってしまうという感じだと思います。

それから、「ポートアイランド海上都市建設の15年」という資料も見せていただいたのですが、その中でもやはり緑が減っているというような感じも受けてしまいます。

そこで、ポーアイ2期も含めたポートアイランド全体の公園の確保や緑の保全等について、ポーアイのしおさい公園も新しくできたということも含めて、今後の見通しや、計画を聞かせていただければと思います。

○林計画課長

ポートアイランド全体の緑の見通しということでございます。

都市計画公園としては、この南公園、それから中公園、そして北公園と、3つの公園をこれまで位置づけてきたということでございます。

委員ご指摘のとおり、北公園は、水上警察署が移転するというので、一部区域を削除したということが、最近ございました。一方で、この公共バースは、大学誘致をする関係で土地利用転換した部分でございますが、この前面にしおさい公園を平成19年に設けたということで、減らす部分もあれば増やす部分もあるという形でやってきておるということでございます。

それから、この西緑地も港湾計画に位置づけておりまして、供用している部分は、まだこの南の端だけでございますが、今後こういった部分につきましても、計画どおり、緑地として使用していくということでございます。全体としては、これも先ほど申しましたが、緑を用いた高質の都市環境の創出に今後とも努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○加藤会長

何かご意見、ご質問ございますか。

それでは、お諮りをさせていただきたいと思います。

第3号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更、4.4.13号ポートアイランド南公園、神戸市決定でございます。

賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方の挙手をお願いします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございます。3号議案につきましては、原案のとおり承認していただいたということで、市長に答申いたします。

○加藤会長

第4号議案、神戸国際港都建設計画臨港地区の変更、神戸港臨港地区、神戸市決定でございます。

賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方、挙手をお願いします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございますので、第4号議案につきましては、原案のとおり、市長に答申させていただきたいと思っております。

○加藤会長

第5号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更、大規模集客施設制限地区、神戸市決定です。

賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございます。第5号議案につきましても、原案のとおり承認し、市長に答申させていただきます。

○加藤会長

第6号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更、ポートアイランド中央地区地区計画、神戸市決定でございます。

賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方、挙手をお願いします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございますので、第6号議案につきましては、原案のとおり承認し、市長に答申させていただきたいと思っております。

**(第7号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について  
トアロード地区地区計画)**

○加藤会長

続きまして、第7号議案 トアロード地区地区計画の決定につきまして、事務局からお願いいたします。

○林計画課長

第7号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について、トアロード地区地区計画、神戸市決定の案件でございます。

議案(計画書)は25ページを、議案(計画図)は9ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。位置図です。

今回、地区計画に定めようとしているトアロード地区は、JR神戸線の北、生田神社の西に位置する面積約4.9haの地区です。

前面スクリーンをご覧ください。航空写真です。

トアロードは、浜手の旧居留地と山手の北野を南北に結ぶ歴史ある坂道でございます。

平成8年に大丸から北野までを対象としたトアロード地区まちづくり協議会が設立され、景観を中心としたまちづくりを進める中で、平成9年には景観形成市民協定を締結し、トアロードらしい異国情緒あふれる景観形成を推進しています。また、平成20年からは沿道の土地利用等について協議・検討を重ねています。

当地区は、トアロードの中央に位置し、沿道の店舗等の規制・誘導について地域の合意形成が図られたことから、当協議会より地区計画案に係る提案書が平成24年2月に提出されました。

このたび、この提案内容を踏まえ、地区計画を決定するものでございます。

議案(計画図)の10ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。

地区計画の区域界を赤色の実線で表示しております。

この区域については、トアロード沿道の商業地域を対象とし、中山手地区地区計画など既存の地区計画の区域を外して設定したものでございます。

議案(計画書)の25ページにお戻りください。

「地区計画の目標」については、2段落目にありますように、「本計画は、時代と共に土地利用や景観が変化する中であって、今後、長期にわたって個性とにぎわいのある良好な景観や環境が維持され、持続的に発展するまちを形成することを目標」とします。

「区域の整備・開発及び保全の方針」です。

「土地利用の方針」は、「商業・業務機能と居住機能の調和のとれた、魅力ある良好な景観や環境を整備し、神戸らしい海と山を感じる坂道として、沿道の土地利用を誘導す

る。」とします。

「地区施設の整備方針」は、「海や山への眺望や沿道建物との調和に配慮した、安全で魅力ある快適な道路空間を創出する。」とします。

「建築物等の整備の方針」は、「商業・業務施設を整備するとともに、まちなか居住を誘導し、にぎわいと潤いのある緑あふれる景観や環境を形成するため、建築物等の用途及び形態・意匠に留意して整備を行う。」とします。

次に、「地区整備計画」です。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。

「地区整備計画」には、「建築物等に関する事項」として、「建築物等の用途の制限」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」を定めます。

「建築物等の用途の制限」については、当地区の用途地域である商業地域における制限に加えて、①「ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（マージャン屋を除く）」、②「カラオケボックスその他これに類するもの」、③「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」は建築してはならないこととします。

また、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」として、建築物等の色彩あるいは建築設備類及び屋外広告物について計画書に記載の内容を定めることとします。

本案について、平成24年5月1日から5月15日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上でございます。

○加藤会長

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○加藤会長

そうしましたら、お諮りをさせていただきたいと思います。

第7号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定、トアロード地区地区計画、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

第7号議案につきましては、原案のとおり承認いただいたということで、市長に答申いたします。

**(第8号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について  
長田区苅藻島町1丁目)**

○加藤会長

最後ですが、第8号議案 長田区荻藻島町1丁目の産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。

○林計画課長

議案(計画書)の27ページをお開きください。

第8号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置、長田区荻藻島町1丁目についてご説明いたします。

本案件は、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、特定行政庁である神戸市長が、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものでございます。

ページの下「参考」に関係条文を記載しております。

建築基準法第51条では、都市計画区域内において、「卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされております。

ただし、特定行政庁が市の都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築や増築をすることができると定められております。

神戸市では、本市が設置する廃棄物処理施設については都市計画決定を行い、民間事業者が設置する処理施設については特定行政庁の許可とすることとしておりますので、今回、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものでございます。

それでは、第8号議案の産業廃棄物処理施設の設置手続と計画内容につきまして、建築安全課長からご説明を申し上げます。

○熊田建築安全課長

都市計画総局建築指導部建築安全課長 熊田でございます。

今回の案件は、廃棄物処理法に基づきまして、環境大臣が高度な技術を用いた産業廃棄物の無害化処理を行う施設を認定いたします「無害化処理認定手続」を経た施設の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきまして、許可を適用しようとするものでございます。

スクリーンをご覧ください。これまでの大まかな流れでございます。

無害化処理の環境大臣認定申請が平成23年12月16日に受付され、平成24年5月21日に認定されております。

その認定後、5月23日に建築基準法第51条の許可申請を受け付け、本日、都市計画審議会に付議しているところでございます。

認定手続につきましては、後ほど環境局の方からご説明させていただきます。

まず、施設の概要でございます。

議案(計画書)の27ページをご覧ください。

名称は、産業廃棄物処理施設、位置は、長田区荻藻島町1丁目、面積は約0.4haでございます。

施設概要は、産業廃棄物の焼却施設であり、今回の申請につきましては、施設自体の新築、増築を行うものではございませんが、廃ポリ塩化ビフェニル——いわゆるPCB——等、それからポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設として、その施設の種類が変更となるため、用途変更該当いたします。

また、その処理能力が「建築基準法施行令第130条の2の3」に規定する一日あたり0.2tを超える6.4tとなるため、その敷地の位置について、建築基準法51条ただし書きの許可対象となるものでございます。

なお、これらのうち、処理を行う廃棄物の種類といたしましては、微量PCB汚染絶縁油でございます。

微量PCB汚染絶縁油というのは、本来、PCBを使用していない電気機器等の絶縁油に、通常キロ当たり数mgから数十mgのPCBが製造過程において混入したものであり、絶縁油がPCBに汚染されたものをいいます。

事業者は神戸環境クリエイト株式会社でございます。

議案(計画図)は11ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。位置図でございます。

敷地はピンク色で表示しております。荻藻島町のほぼ中央、市の荻藻島クリーンセンターの北側に位置しております。

用途地域図でございます。敷地及び敷地の周辺は、工業専用地域に指定されております。

土地利用現況図でございます。赤枠で敷地を表示しております。黄色で表示しておりますのは住宅、赤色は事務所等の商業・業務施設、青色は工場、紫色は倉庫・自動車車庫、灰色は供給処理施設でございます。

敷地周辺は工場、業務施設、倉庫等の土地利用となっており、また、住宅までは最も近接した場所で敷地から約200m離れております。

施設の平面図でございます。

今回の対象となります微量PCB汚染絶縁油はタンクローリーで搬入されます。

微量PCB汚染絶縁油は施設東側寄りの専用タンクに保管をいたします。

中央部建屋の東側に焼却炉がございます。焼却炉の北側に排ガス処理装置が配置されております。

次に、処理フローでございます。

施設は、回転する円筒の中で廃棄物が焼却されるロータリーキルン炉と火格子の上で廃棄物が移動しながら焼却されるストーカ炉の併用となっております。

微量PCB汚染絶縁油はロータリーキルン炉において摂氏1,100度以上の高温で焼却を行います。

排ガス処理工程においては、減温塔における排ガスの急冷によりダイオキシン類の生成を抑制し、消石灰及び活性炭の吹き込み、バグフィルターによるばいじんの除去などにより排ガス中の有害物質を除去いたします。

議案(計画書)27ページにお戻りください。

「理由」でございます。

当施設は、平成19年に建築基準法第51条の許可を受け、事業者が廃プラスチック類等の産業廃棄物の焼却をしております。

このたび、環境大臣が認定を行ったことを受け、焼却による微量PCB汚染絶縁油の無害化処理を行おうとするものであり、さらに当敷地につきましては、臨海部の工業専用地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、都市計画上支障がないと認められるものでございます。

続きまして、環境省による無害化認定手続、その中で実施されました生活環境影響調査結果の概要、利害関係者からの意見書などにつきまして、環境局の方から説明させていただきます。

○北山環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

環境局事業系廃棄物対策室の施設担当課長の北山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、スクリーンをご覧ください。

今回の「無害化処理認定手続の概要」をお示ししてございます。

まず、事業者は、施設の位置・構造や維持管理計画、実証試験の結果、無害化の科学的証明書類等に加え、実施した生活環境影響調査の結果をもって認定申請を行うものです。平成23年12月16日に申請をしております。

国は、事業者である神戸環境クリエート株式会社からの申請を受けた後、兵庫県知事及び神戸市長への意見照会や、施設設置場所・種類等の公告を行い、平成23年12月28日から24年1月27日までの1カ月間、申請書及び生活環境影響調査結果の縦覧などを行っております。また、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から2週間を経過する日までに、環境大臣あてに生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができることとされており、平成24年2月10日まで意見の受付がなされております。

提出された利害関係者の意見書や神戸市長の意見を踏まえた上で、国は認定要件に係る審査を行い、平成24年5月21日に環境大臣による認定がなされております。

事業者による微量PCB汚染絶縁油の処理開始後は、廃棄物処理法に基づき、国の権限において無害化処理認定業者への立入検査、指導などが行われることとされております。

今回の認定手続に先立ち、事業者により、周辺住民への事業計画や実証試験に関する説明会が行われております。対象は、浜山推進委員会、真野地区まちづくり推進会及び荊藻島会であり、平成22年3月から23年12月にかけて、実証試験の事前説明も含めまして、そ

それぞれの地区に対し5回ずつ行っております。

「生活環境影響調査結果の概要」でございます。

今回の調査では、煙突排ガスからのPCB・ダイオキシン類、施設の稼働による粉じん、騒音、振動及び悪臭、これらを調査項目として調査を実施しております。

なお、廃棄物運搬車両の走行につきましては、処理品目の追加に係る走行台数の増加が1日平均1台、往復2台であり、影響が軽微と考えられることから対象項目に選定されておられません。

ここでは、代表的な項目といたしまして、微量PCB汚染絶縁油の焼却に伴う煙突排ガスによる大気質への環境影響について、PCB・ダイオキシン類の調査・予測結果をお示ししております。

PCB・ダイオキシン類につきましては、大気拡散モデルを用いて定量的な予測を行っております。

本事業の実施に伴うPCB・ダイオキシン類の年平均値について、最大濃度出現地点は施設の北東方向約620mであり、前面スクリーン下のコンター図の矢印でお示ししている場所になります。この地点におけるPCBの寄与濃度は大気1m<sup>3</sup>あたり0.0422ナノグラムで、現況濃度に寄与濃度をプラスした将来濃度は0.562ナノグラムと予測され、環境保全の目標値であります500ナノグラムの約1000分の1程度と大きく下回っております。

また、同地点におけるダイオキシン類の寄与濃度は1m<sup>3</sup>あたり0.000422ピコグラムで、現況濃度に寄与濃度をプラスいたしました将来濃度は0.029422ピコグラムと予測され、環境保全の目標値でございます0.6ピコグラムの約20分の1程度と大きく下回っております。

なお、単位につきましては、スクリーンの注意書きに示してございますとおりでございます。

また、現況濃度値につきましては、処理施設に最も近い神戸市の大気測定局でございます兵庫南部大気測定局の位置付近において、事業者が実測したものでございます。

次に、無害化認定申請書の縦覧後、環境大臣あてに提出されました利害関係者からの意見及びそれに対する事業者の見解について、その概要をご説明いたします。

1番目に、周辺環境予測の妥当性に関する意見として、「実証実験では気象条件が限られており、サンプルとして不足している。また、風向き等によっては汚染度が高くなるのではないか。」との意見が出されております。

これに対する事業者の見解は、「焼却処理の実証試験時の風向風速は代表的なものである」ということ、「種々の気象条件下においても、地上のPCB濃度は最大でも国の基準の約660分の1と予測され」とおり、「影響は軽微である」というものでございます。

2番目に、有害物質の排出管理に関する意見として、「基準値以内であっても本当に安全かどうか不安である。将来的なチェック機能はあるのか。」との意見が出されております。

これに対する事業者の見解は、「基準値は科学的に設定されたもので、現状の大気中のPCB濃度は基準値よりもはるかに低い状況にあること、定期的にモニタリングを行い、市に報告するとともに、自社ホームページで公表予定である」というものでございます。

3番目に、周辺地域を含めた環境保全に関する意見として、「荊藻全体で産廃処理のリスク評価を行うこと」との意見が出されております。

これに対する事業者の見解は、「本事業による大気環境中への影響は軽微であり、微量PCB汚染絶縁油の処理量や環境モニタリング結果等は積極的に提供・公開する」というものでございます。

4番目です。事故への懸念に関する意見として、「重大災害・事故等による被害や対策について説明してほしい。想定外は許されない。」との意見が出されております。

これに対する事業者の見解は、「微量PCB汚染絶縁油貯留タンク周辺の不浸透性塗膜の敷設、防油堤・油水分離槽の設置、備品・緊急時対応マニュアルの整備、従業員への教育・訓練など、事故発生時を想定した対策を実施する」というものでございます。

5番目に、地域住民への説明に関する意見として、「事業計画の周知、定期的な報告、チェック機能について、住民が納得いくような形で説明すべきである。」との意見が出されております。

これに対する事業者の見解は、「処理量や環境モニタリングなどの情報を市に報告するとともに、自社ホームページにて公表し、今後も視察・見学などについても随時受け入れる」というものでございます。

6番目に、その他の意見として、「焼却は危険であり、副生成物や排ガス、排水の出ない化学処理を採用すべきである。」との意見が出されております。

これに対する事業者の見解は、「焼却処理はPCBを確実に分解できることが科学的に実証済である」というものでございます。

最後に、平成24年2月8日付で環境大臣に提出した神戸市長の意見の概要でございます。

市長意見は、「環境モニタリングの着実な実施、環境負荷の一層の低減」、「処理計画、処理実績、環境モニタリング結果等の市への報告と公開、地域住民等の意見・要望の聴取」、「事故防止・緊急時対応の体制整備」、「環境省からの情報の提供及び保管事業者への収集運搬時における漏洩防止等の周知徹底」、この4つの観点から述べております。

これらの利害関係者の意見及び事業者の見解、神戸市長の意見を踏まえた上で国が審査を行い、このたび環境大臣が認定を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○加藤会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。

○大かわら委員

PCBということですが、カネミ油症事件で、以前、大きな健康被害が引き起こされたという原因物質でもあるということで、本当に、重大なことだと思います。そのPCBについては、体内に蓄積しやすい、長期毒性のものである、もし自然界に放出されたらなかなか分解されないということで、微量であってもPCBを処理する施設ということですから、当然、万全の対策をとるべきだと思います。

そこで、数点お伺いしたいと思いますが、PCBの処理施設自体が全国的に少なく、高濃度の処理施設が全国に5カ所、今回の微量PCBの処理施設も全国に5カ所です。それで、6カ所目が神戸にできるということをお聞きしました。ということは、この微量PCBは、もしかしたら広域的に受け入れるということになるのでしょうか。どの程度の範囲での受け入れになるのでしょうか。

それから、このPCB自体は、微量も含めて、平成28年7月15日までに処分することが法律で決められているようですが、それまでの処理となるのか、その期間はどうかということをお伺いしたいと思います。

○北山環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

1点目の処理受け入れの範囲でございますが、現在、高濃度のPCBにつきましては、先ほどおっしゃいましたように、全国5カ所にあり、処理区域が定められておりまして、その区域外への搬入が今のところできないような形になっています。ただ、微量のPCBにつきましては、そういった区域の設定はございません。したがって、全国的に処理することも可能でございます。ただ、今の環境クリエートの処理容量からいまして、全国から受け入れるというようなことが可能かどうか、それは今のところわからない状況でございます。

もう一つ、期間でございます。先ほど委員がおっしゃいましたように、PCBの特別措置法というのがございまして、その中で、PCBを保管している事業者は平成28年までに処理をしなければいけないという規定がございます。ただ、現行、環境省で委員会を設置して検討されておりますけれども、今のような処理設備の整備状況では恐らく平成28年までには処理できないだろうということで、期間を延長すべきというような報告書が出ております。新聞情報ですが、恐らく7年ぐらい延ばされるというようなことを聞いてございます。

ただ、もともと国際条約、ストックホルム条約の中で、PCBについては、西暦2028年（平成40年）までに国際的に処理するという約束事がございますので、それに遅れることはないと思っております。

環境クリエートは、平成19年から通常の産業廃棄物の焼却施設として営業してございますけれども、何年まで処理をするのかというのはなかなか難しいのですが、今のPCBの処理の期限までは少なくとも処理をしていくだろうと思っております。

○大かわら委員

北九州市は、お聞きしましたら、PCB、微量PCB両方の処理をされているのですが、平成27年3月までの処理計画があるそうです。そこまでで完了するというふうに市で決められています。もし本当にそのように、それぞれの地域でされている5カ所の処理施設がどんどん終わっていき、神戸だけが残り、広い範囲から集められて、ここだけで処理するなどということにならないか。そこまではいかないとは思いますが、ただ、そういう広範囲の輸送といったことへの危険性も伴いますので、民間任せではなくて、神戸市としてもきちんとそういう状況を把握し、やはり計画という点についても、県と情報を共有しながら、考えていくべきだというふうに思います。

それから、PCBを確実に分解するためには完全燃焼が必要だということを言われていますが、先ほど高温で1,100度ということでは言われていましたが、その燃焼温度が確実に持続できるというのは大丈夫なのでしょうか。中には、機械の調子が悪くて温度が下がったりして、そのときにダイオキシンが発生したということもお聞きしています。実際、北九州市でも検査をしたら、基準値の数倍のダイオキシンが出たということもお聞きしていますので、その辺は大丈夫なのか。それから、神戸市としてどのように管理していくのかをお聞かせください。

○北山環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

PCBの分解には、1,100度以上で2秒間滞留させることがポイントになってございまして、神戸市の方にも常時監視システムがございまして、そことテレメーター（電話回線）でつながりまして、常時、具体的にいうと恐らく1分単位だと思いますが、データが送られてくる形になっています。当然、環境クリエートも、燃焼温度がポイントであるということはおわかっておられますので、まず、1,100度にならないと廃棄物を投入しないというような仕組みになっていると聞いてございます。

それと、稼働後は、先ほどご説明しましたが、これは国の認定制度なので国が立ち入りをするということになっています。ただし、ここはもともと産業廃棄物の焼却施設で、説明にありましたように、廃プラスチック等も燃やしており、そこに追加でPCBを燃やすということになっていますので、我々は、今でも日常的に立ち入りをして指導してございます。今後も、もちろんそういった立ち入りをしますし、その際にPCBについても一定検査をいたしまして、神戸市でもデータを把握していこうと思っております。

環境クリエートでは中央制御室で一括して温度等の集中管理ができるという形になっているということでございます。

○大かわら委員

ぜひ確実にデータ把握もしていただきたいし、もし万が一のときがあれば、すぐに行けるような体制もっていただきたい。1,100度以上で2秒滞留ということがポイントだ、と言われていましたが、この施設でそういう非常に高温で燃焼されるということ、それで完全燃焼はできるということなのかもしれませんが、それが例えば施設の耐火材などへの異常の

原因にもなるということ、環境省も指摘をされているのですが、それを防ぐための管理というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○北山環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

当然、日常のメンテナンス、定期的なメンテナンスはしますので、その中で耐火材についても劣化の度を把握して、PCBだけではなく、通常の産業廃棄物の処理の中でもそういう管理をしておりますので、同様な形で管理をしていくと思います。

○大かわら委員

「それは当然だ」という観点ではなくて、しっかりと注意をして見ていただきたいと思っています。

なぜこういうことを言うのかといいますと、北九州市では高濃度のPCBも処理しているということで監視委員会も設けられており、そこには市民も入って、どういう事故がありましたということも含めて、そういう情報を公開されているというふうにお聞きしました。そこでの報告によると、ずっと何か事故が続いていたらしいのですが、それで、その処理施設の所長が、この1年間は大丈夫でしたと、事故もありませんでしたと胸を張った直後に、また事故が起こったと。天井の一部が崩落し、何か材質が落ちてきたという事故もあったというようなこともお聞きしています。それで、火災があったり、漏洩があったり、いろいろあったようです。やはりそういう意味で、きっちりと監視をするべきだと思いますし、把握をしていくべきだと思います。

耐火材についても「大丈夫」が前提ではなくて、特に豊田市の施設では、その耐火材自体に問題があったということで漏洩なども起こったようですので、その辺も神戸市としても見ていくべきだと思います。

それで、今回のこの場所ですが、200mのところ民家があるということですが、先ほども神戸市もPCBも含めて検査をしていくということをおっしゃっていましたが、その敷地の境界でのPCB濃度や排水の管理など、どういう期間でどれぐらいの検査をされるのでしょうか。

○北山環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

具体的なPCBの測定のお機会についてはこれからになると思いますが、十分な頻度をとっていきたいと思っています。もちろん、環境クリエート自身でも測りますけれども、市としてもそれに加えて測っていきたいということがございます。密な頻度で測っていききたいと思っています。

○大かわら委員

チェックにチェックを重ねていただきたいと思っています。

異常や事故があったらどうするのかというところが、まず、気になります。操業をちゃんと停止して原因を明らかにし、改善を行った上で再稼働させるなど、その辺のことはどうなのか、それは確実に行われるのでしょうか。

それから、その都度、住民にもそういう説明をしていくべきだと思いますが、その点についてどうなのか。また、事故発生時の訓練もやりますということで言われていますが、その内容や体制などもつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○北山環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

P C B だけをとりますと、法律上は国の権限になって国が指導を行うことになりませんが、もちろん神戸市としても、国と歩調を合わせて、一般の産業廃棄物処理と同様、立ち入りをしましたときに、そのあたりの監視・指導を行っていきます。事業者もそれは協力すると申してくれておりますので、きちんとやっていきたいと思っておりますし、今の認定申請書の中に、当然、事故時の措置、連絡体制、すべて書き込まれておりますので、我々もそれを見て、これなら大丈夫と理解もしております。地元の方にもそれも説明をさせていただいておりますので、特に問題ないかと思っております。

○大かわら委員

もう一度確認したいのですが、事故があつたりした場合は、住民に説明会等は開かれるのですね。

○北山環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

もちろんします。すべての情報を開示するような形で進めていきたいと思っております。先ほどおっしゃいましたように、全国で高濃度の P C B を処理しているところでは、安全委員会をつくってそういう会合をされておられます。

例えば大阪で高濃度の P C B を処理されていますが、その中の例としまして、実際には事故につながらなかったものの、日常のヒヤリ・ハットや、ここを改善したらいいのではないかというような気づき等を、日々の日誌に担当者の方々がつけているというような取り組みもされておるようでございます。そんな例も環境クリエートに紹介して行って、何重にもチェック体制を設けて行ってほしいということをおっしゃいます。

○大かわら委員

ぜひそれを神戸市としても確実に行われていることを確認していただきたいと思っております。これまで、この P C B にかかわらず、ほかのことでも、マニュアルがあってもなかなかその訓練が実施されていないとか、実は体制がとれていないというような事例が、たくさんありますので、そういうことが確実にないようにしていただきたいと思っております。

今回のこれが通って、処理の開始というのはいつ頃からというめどになっているのでしょうか。この日から開始しますという広報はどうなるのでしょうか。

○北山環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

本日ご承認いただきましたら、早速、営業はできるのですが、しばらくの間は試運転という形で、濃度を把握できた廃棄物を焼却しまして、排ガス濃度等を実測しながら、秋ごろまではそういう形で運転をしたいと聞いております。実際、秋ごろを目途に本格稼働をしていきたいというようなことは事業者からは聞いております。

もちろん、今回、認定を受けて、本日、了承を得ましたら、地元に対して早速報告のための情報提供を事業者もしたいと言っておりまして、今、地元の自治会等の役員さん方とどういった形で進めるのがいいかと相談をしているということを知っています。

#### ○大かわら委員

環境省のマニュアルの中でも、やはり重要なものとして、近隣住民との情報の共有化と、信頼関係の構築ということが位置づけられています。これまでも説明会は行われているし、今も連絡を取り合っているというようなことを言われていたのですが、これについて、ごく一部の方しかご存じありません。私も、浜山の方で、皆さんにいろいろ聞いたのですが、地域でそういう話も出てこないし、「知らない」という方ばかりでした、私がお会いしたのはそういう方ばかりだったんです。

それから考えても、ほとんどご存じないのではないかと危惧しています。もし、ここでこういうものができるということになれば、その地域ではうわさになったりしますが、そういうことも見られていませんので、まだまだ説明は足りないと思います。だからこそ、このまま本当に進めて大丈夫なのかと、拙速ではないのかという危惧を抱いているのです。

このPCBの処理は、もちろん進めていかなければならないことだということはあるんですけども、まず基本となる住民に説明して合意を得ると、もう地域の皆さんが知っているという状況をつくる必要があると私は思います。万が一、災害が起こったり事故となったりしたら大変なことになりますから、そういうときのことも含めて、ぜひ住民との合意ということ、まずすべきだと思います。

環境省の方にも、お話を聞いてみたのですが、処理施設から民家までの距離が200mと、今回ここはそうなのですが、これほど近いところは、ほかにはないでしょうねというふうに言われていました。だからこそ余計に慎重に運ぶべきだし、万全の対策をとるべきだと思います。

いろいろと対策をとったつもりで施設で次々と事故が起こっているという事例が、これまで全国でたくさん出ています。だから、「これで大丈夫だ」ではなくて、やはり慎重に慎重を重ねることが今回は必要だと思います。

そういうことで考えれば、一番近いところで民家から200m、敷地の向こうには工場はあるけれども、その向こうは民家が広がっているのですから、この場所で本当にいいのかというふうに考えてしまいます。

今日、審議がこうやって行われていますが、まだ承認はされていませんから、結果は出ていませんね。しかし、事業者は、通ることを前提に受け入れの宣伝をされています。これを見ても、慎重さが少し足りないのではないかという感じを受けています。事業者も処理量やモニタリングの結果を、ホームページで公開するというのも言われているようですが、それだけでは本当に不十分です。特に高齢者の多い地域でもありますし、ぜひ、その情報を皆さんが受け取れるような機会、説明会等をきっちりをつくっていくべきだと思います。

いますし、先ほど言いました、異常や事故等の情報もみんなで共有できるという体制をとっていただきたいと思います。

PCBの処理については、もちろん進めていくということは必要なのですが、まだまだ住民への説明等が丁寧に行われてないという今の段階では拙速だと言わざるを得ませんので、今回は賛成しかねます。

以上です。

○加藤会長

ほかに何かご質問、ご意見ございますか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、今、「反対」というご意見をいただきましたので、お諮りしたいと思いますが、第8号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、長田区荻藻島町1丁目。

賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方、挙手をお願いします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございますので、第8号議案につきましては、原案のとおり承認して、市長に答申させていただきたいと思います。

○加藤会長

以上を持ちまして、閉会させていただきます。

皆さん、ご協力ありがとうございました。